

令和5年（行ウ）第312号、令和6年（行ウ）第81号、同第86号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

## 意 見 陳 述 書

2024年12月3日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告 ロッシェル・カップ

- 1 私はアメリカ人経営コンサルタント、ロッシェル・カップと申します。「神宮外苑1000本の樹木を切らないで～再開発計画は見直しを！」という、23万5千人の賛同者を超えるオンライン署名を立ち上げました。

本日、私が法廷で述べたいことは、この訴訟で取り上げられている3つの重要な問題についてです。以下、それぞれについて説明いたします。

- 2 まず最初に触れたいのは、伐採されようとしている樹木の価値についてです。  
東京の夏がますます耐え難いものになっていることは、誰もが認識していることでしょう。毎年、熱中症で数百人ものひとが亡くなり、非常に不快な環境の中で暮らさなくてはなりません。私は東京都立大学の気候学が専門の三上岳彦名誉教授の講演を拝聴しましたが、東京の気温が地球全体やニューヨークや北京などの他の主要都市よりも速いペースで上昇しているというデータを示されました。さらに、グリーンピース・インターナショナルの研究によれば、建国記念文庫の森の木々は、周辺の樹木のない地域と比較して、2度以上の冷却効果をもたらしていることが分かっています。温暖化の進む東京でこの冷却効果を失うことは到底容認できません。開発事業者は、新しい木を植えて伐採さ

れた木々を補うと言いますが、小さな新しい木が大きな古い大きな木と同じ冷却効果を持つわけではありません。三上教授が指摘するのは、気候変動の観点から見ると「新しく若木を植えても、既存の樹木の代わりにはならない」「若い木は葉の密度が少なく、日射を遮る効果も、蒸散効果もありません。同じ本数の木を植えるのだから構わないというのは、詭弁である」ということです。それを考えると、神宮外苑の樹木を伐採するのは東京都民にとって非常にまずいことです。

3 次に言及したいのは、歴史に関する側面です。私は大学で歴史を専攻しており、歴史を記憶し保存することが重要だと考えています。神宮外苑は、木々に囲まれた独特な景観デザインが特徴的な、特別な歴史を持つ重要な場所です。しかし、残念ながら、テニスコート、バッティングセンター、屋内球技場などのスポーツ施設を追加したり、東側に大学のキャンパスを設置することで、神宮外苑の樹木はどんどん減少してきました。さらに、新国立競技場の建設により、1500本もの木々が失われました。建国記念文庫の森は、元々の神宮外苑のデザインから残された数少ない緑地の一つでした。それを解体することは、元々の緑地の最後の名残を捨てることを意味します。神宮外苑の緑地は、渋沢栄一のリーダーシップの下、全国の人々からの献金、献木、そして勤労奉仕によって作られたものです。東京がその歴史を失えば、他の都市と区別がつかない、退屈な場所になってしまうでしょう。

4 最後に述べたいのは、東京都および新宿区が私たちの先人たちの意思や具体的な計画を全く尊重していないことです。第二次世界大戦後、神宮外苑が明治神宮に譲渡された際、開発の標的になる可能性が懸念されていました。そのため、当時の指導者たちは、将来の開発を防ぐために、風致地区条例によって神宮外苑を法的に規制するという賢明な判断をしました。しかし、本訴訟で違法であると私たちが主張している、新宿区の風致地区の区分の変更によって、これらの厳しい規制を、開発を妨げる「邪魔」としてなくしました。つまり、条

例が本来防ぐべき行為を自ら行おうとしているのです。これは条例を作った先人たちへの侮辱とも言える行為です。条例がその意図を無視しようとする者によって勝手に変更されるのであれば、一体何のために存在しているのでしょうか。さらに、適切で透明かつ民主的なプロセスを経ることなく、この変更を「こっそり」と行ったことは非常に問題です。これはまったく理不尽なことであり、行政府のあるべき姿ではありません。

以上の重要な問題点を、裁判所においてご考慮いただければ幸いです。

以上